



# 青葉ニュースレター

Vol. 76

2020年4月16日

# はじめに

## 本報告書について

本報告書は、青葉ビジネスコンサルティングが独自で作成したものです。

## 本報告書の目的

本報告書は、主に中国へ進出されている、またはこれから中国進出を検討されている日系企業の皆様を対象に、中国国内での経営活動や今後の中国ビジネスに重大な影響を及ぼしうるような国家・地方レベルの最新の法律法規と関連政策の主な内容とその影響、日系企業をはじめとする外資系企業の取るべき主な対策などを紹介することを目的として作成されています。

## 免責事項

- 1.本資料はあくまでも参考用として作成されたものであり、法律や財務、税務などに関する詳細な説明事項や提案ではありません。
- 2.青葉コンサルティンググループ及びその傘下の関連会社は、本報告書における法律、法規及び関連政策の変化について追跡報告の義務を有するものではありません。
- 3.法律法規の解釈や特定政策の実務応用及びその影響は、それぞれのケースやその置かれている状況により大きく異なるため、お客様各社の状況に応じたアドバイスは、各種の有償業務にて承っております。

## 青葉コンサルティンググループ:

香港: 香港湾仔港湾道 30 号新鴻基中心3階

TEL: (852) 2850 8990      FAX: (852) 2850 7151

北京: 北京市朝陽区建国門外大街甲 24 号東海中心 605 室

TEL: (86-10) 6522 8158      FAX: (86-10) 6512 7168

広州: 広東省広州市体育西路 109 号高盛ビル 12 階 B 室

TEL: (86-20) 3878 5798      FAX: (86-20) 3878 5337

## 目次

北京における新期のサービス業の拡大開放—5大業界9項目の開放措置 .....	4
【背景】.....	4
【影響】.....	4
【主要内容】.....	4
【法規リンク】.....	5
「市場参入ネガティブリスト(2019年版)」の発行に関する通知 .....	6
【背景】.....	6
【影響】.....	6
【主要内容】.....	6
【法規リンク】.....	7
国务院自由貿易試験区における「証書・許可証の分離」改革が すべてのテストポイントにて行われることに関する通知.....	9
【背景】.....	9
【影響】.....	9
【主要内容】.....	9
【法規リンク】.....	10
香港・マカオ・台湾居住民が内地(大陸)で社会保険加入に関する暫定方法.....	11
【背景】.....	11
【影響】.....	11
【主要内容】.....	11
【法規リンク】.....	12
中国政府外商企業登記業務に対しての意見の聴取.....	14
【背景】.....	14
【影響】.....	14
【主要内容】.....	14
【法規リンク】.....	15

# 北京における新期のサービス業の拡大開放—5大業界9項目 目の開放措置

## 【背景】

2019年11月19日、国務院は「北京市において関連行政法規と国務院の許可を得た部門規則規定の調整に関する同意意見書」(以下「同意意見書」という)を発行した。これは同意意見書の発行日から開始し、今期の総合テスト期間満了日(2022年1月30日)までとする。北京市で一部の行政法規と国務院の許可を受けた部門規則規定を一時的に調整し、これは5大領域、9項目の開放措置に関連する。

## 【影響】

今回の「同意意見書」に関連する開放措置は、レンタル・ビジネスサービス業、情報伝達業・ソフトウェアとITサービス業、科学研究とテクノロジーサービス業、衛生と社会活動業、文化産業・スポーツとエンターテインメント業などの5つの業界を含み、サービス業の開放を縦軸・横軸方向共にさらに展開を進める。

## 【主要内容】

### 一、レンタル・ビジネスサービス業

「同意意見書」は、北京においての「旅行社条例」の実施に対して調整を行い、北京で設立され、条件に合致する中外合弁の旅行会社が台湾地区以外の海外旅行業務に従事することを支持する。北京に設立された外資独資経営の旅行社が中国公民の海外旅行業務(台湾地区を除く)をテスト的に行うことを許可する。

### 二、情報伝達・ソフトウェア・ITサービス業

「同意意見書」は、北京においての「外商投資電信企業管理規定」実施に対して調整を行い、北京市サービス業の開放総合テストモデルエリアとモデル園區を拡大し、インターネットアクセスプロバイダーサービス業務(ユーザーにインターネットアクセスプロバイダーサービスを提供するのみに限る)などの付加価値電気通信業務の外資株比制限を取り消す。ただし現行の規定により、付加価値電気通信事業(基礎電気通信事業における無線呼び出し業務を含む)を經營する外商投資電信企業の外国側投資通信事業者の企業における

出資比率は、最終的に 50%を超えてはならない。

### 三、科学研究と技術サービス業

「同意意見書」は北京における「中華人民共和国認証認可条例」に調整をかけ、外商投資企業が認証機関において資格取得に必要な、「外国人投資家とその所在国または地域認可機関の認可を取得し、かつ3年以上の認証活動に従事する業務経歴を有すること」という条件を取り消す。

### 四、衛生と社会活動

「同意意見書」は北京における「民営非企業単位登録管理暫定条例」に調整をかけ、外国投資家の寄付により経営されている非営利性養老機構の民営非企業単位への参入を緩和する。

### 五、スポーツと娯楽業

「同意意見書」は、北京における「エンターテイメント施設管理条例」、「営業性演出管理条例」について調整を行い、文化エンターテイメント業が集中する特定の地域（現在北京市の文化エンターテイメント業が集中する特定の地域は全部で4つあり、それぞれ石景山国家サービス業総合試行改革試験区、朝陽区国家文化産業イノベーション試験区、天竺総合保稅区文化保稅園、平谷区中国楽谷園区である。）において、外商投資の劇場経営単位の設立、またエンターテイメント施設に対しては投資比率の制限を設けず、外資独資の演出マネジメント機構を設立し、全国範囲におけるサービス提供することも許可する。

その他、「同意意見書」において外商がオーディオ・ビジュアル製品の製造業務に投資することも許可されたが、北京国家音楽産業ベース、中国北京出版クリエイティブ産業園区、北京国家デジタル出版ベース内のみでの協力に限られ、経営主導権とコンテンツ審査権は中方がコントロールするものとしている。

## 【法規リンク】

「国務院による北京市で関連行政法規と国務院の許可を得た部門規則規定調整に関する同意意見書について」

[http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/19/content\\_5453515.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-11/19/content_5453515.htm)